

セクハラ・アカハラ防止対策に関するアンケート結果—2012 年度—

○アンケートの目的

- ・学生・院生が本学のハラスメント防止の取組み内容についてどの程度認知しているか等を調査し、今後の対策に役立てること。
- ・チェックシートの内容のアンケートとし、それに回答する作業を通して、ハラスメント問題とそれに対する本学の対策の概要の理解を促進する（今後も継続的に実施することにより理解浸透度の進展状況を観察できる）。

○アンケートの特徴

- ・具体的な被害の発見やそれへの直接的な対処が目的ではないので、「被害を受けたことがありますか」ではなく、「被害を受けたと感じたことがありますか」という問いにした。また、用紙の末尾に以下のような断り書きを置いた。

「このアンケートでは具体的な被害の相談や訴えを受けつけることはできません。困っておられる方、悩んでおられる方は、ぜひ一度相談員にご連絡ください。」

実施時期：2012 年 10 月。回収方法：主に後期オリエンテーション会場で出席者に配布。回答者は会場に設置した箱と事務室カウンター近くに設置した箱のどちらかに期日までに投函するという方法。

1. 分析対象

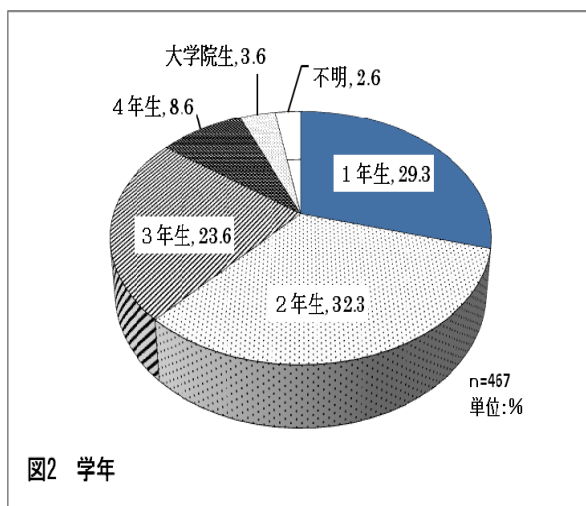
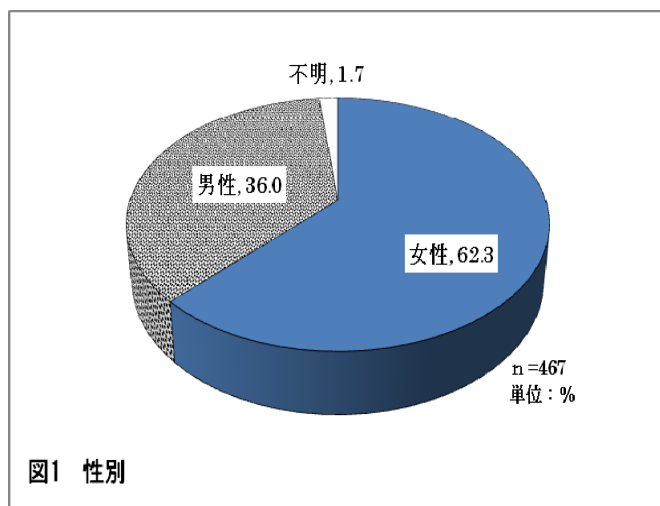
Q1 あなたの性別と学年をお答えください（答えたくない場合はとばして次に進んでください）。

<結果>

学生・院生 467 人から回収した。前年度は 455 人（無効回答 1 人）であった。

性別は女子学生が 62.3%、男子学生は 36.0%であった。男子学生数は 2008 年度のアンケート開始以来最も多かった（前年度の男子学生 35.7%）。

学年別では 2 年生の回答が最も多かった。3 年生と 4 年生は併せて約 4 割で前年度とほぼ同じであった。



2. セクハラ・アカハラ等人権問題委員会や相談員の存在について等

Q2 本学ではセクハラやアカハラなどの人権侵害を防止し、被害者を救済するための対策を定めて、そのための相談員や「ハラスメント等人権問題に関する委員会」（以下、このアンケートでは、当委員会といいます）を設置しています。あなたはそのことを今まで知っていましたか。

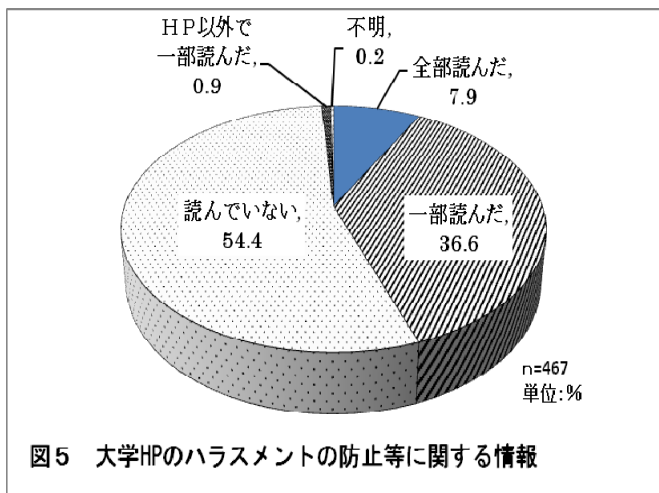
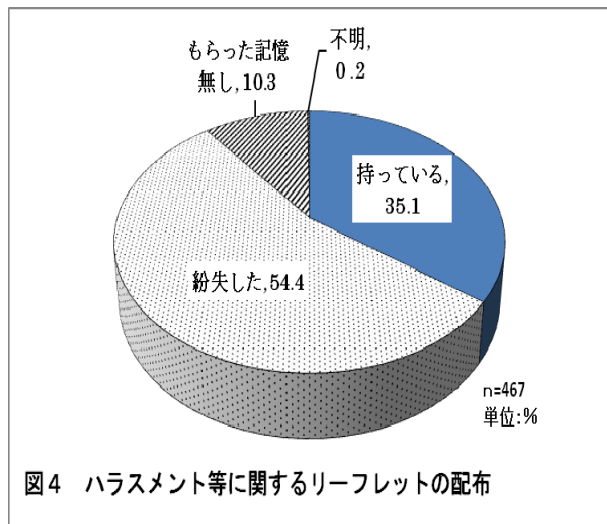
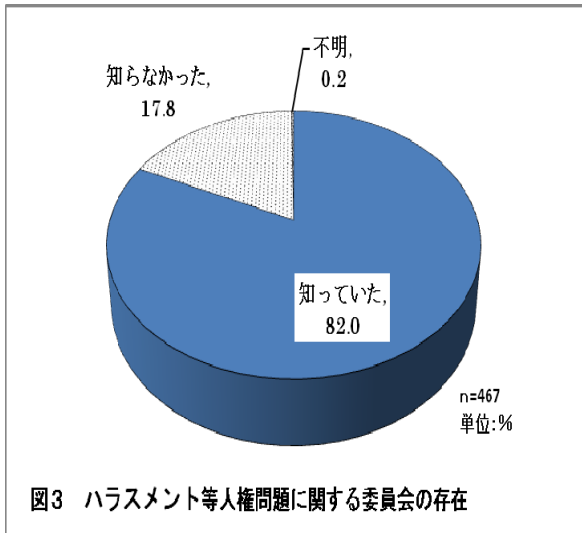
Q3 本学では Q2 の対策のために 2011 年度に新しくリーフレット（1 枚の紙を 3 つに折りたたんだ案内文）を作成し、本学の全構成員に配布しています。あなたはそれを受け取り、今も持っていますか？

Q4 本学では Q2 の対策のためにホームページに「人権侵害の防止等に関する宣言（人権ポリシー）」、「ハラスメントの防止等に関する規程」、「ハラスメントの防止等に関する指針」を掲載しています。あなたはそれらを読んだことがありますか。

<結果>

約 8 割の回答者は本学のハラスメント等人権問題委員会（以下、当委員会）や相談員の存在を知っていた（図3）。また、4月のオリエンテーション時に配布されたハラスメントに関するリーフレットは、持っている者は 35.1%（前年 24.9%）であるのに対し、54.4%（前年 55.9%）の回答者は紛失したと回答していた。配布された記憶がないというものは 10.3%（前年 18.5%）であった。前年度と比較し、後期になってもリーフレットを持っている者は約 1 割増加していた。図4

大学HPに掲載されているハラスメント防止に関する規程や指針などを「全部」または「一部」読んだことがある回答者は 44.5%（前年 37.8%）、読んでいない者は 54.4%（前年 60.6%）であった。前年度よりやや改善されていると言える。図5



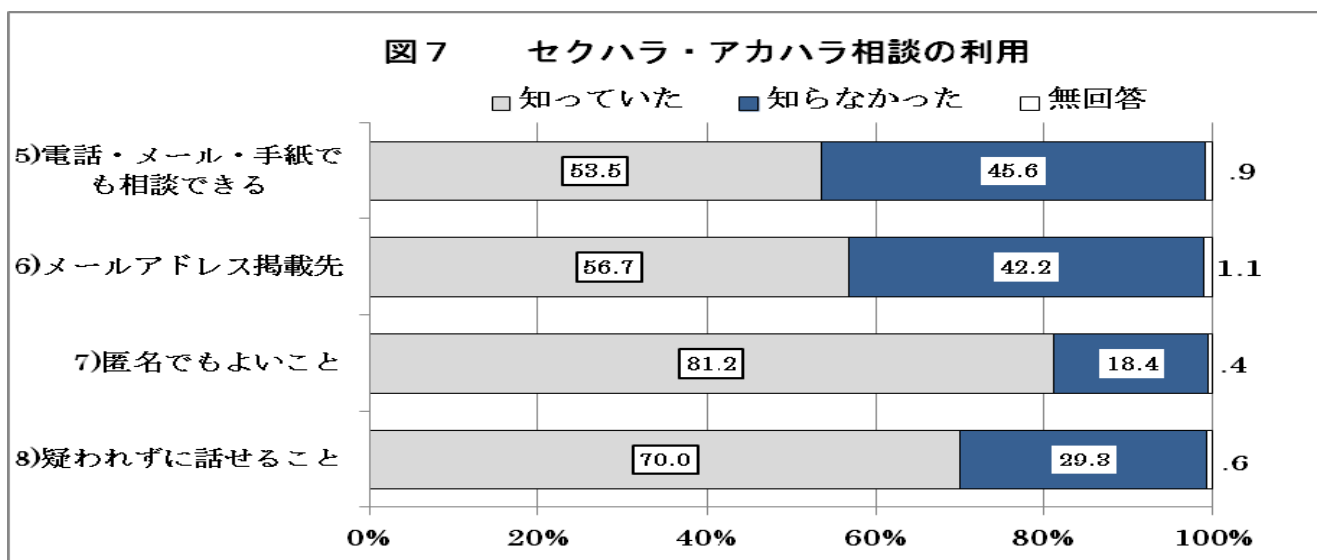
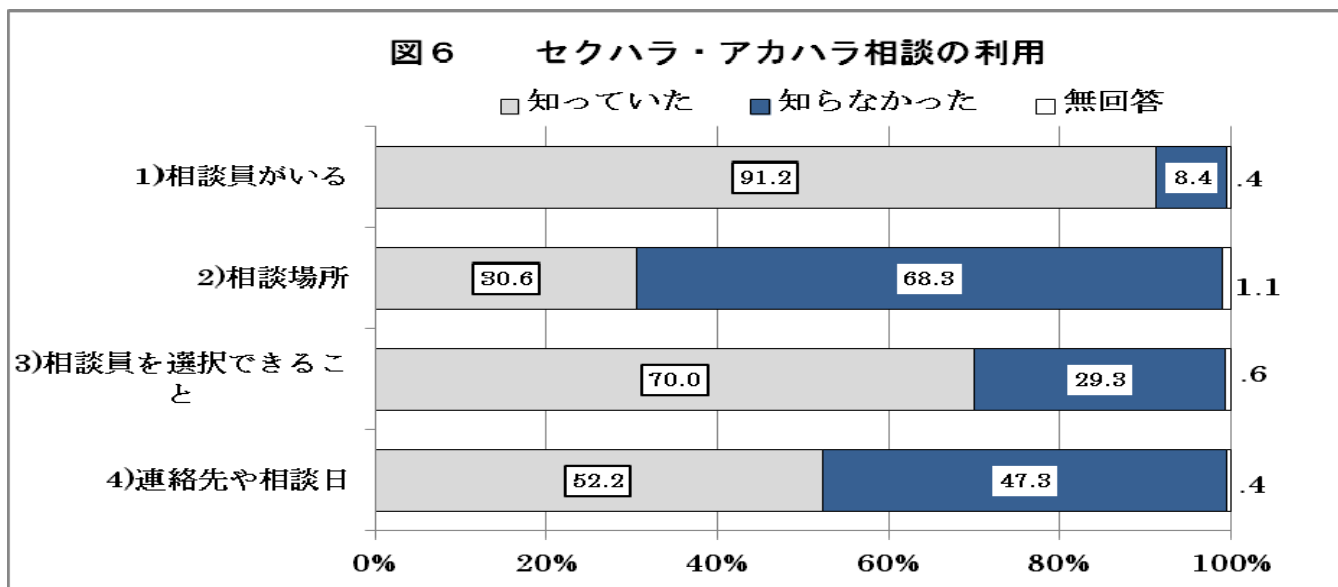
3. 相談方法等について

- Q5 1) これはセクハラあるいはアカハラかもしれないとあなたが思ったとき、本学にはそうした悩みに応じる専門の相談員が配置されています。あなたはそうした相談員がいることを知っていましたか。
- 2) 相談員のカウンセラーが相談を受ける場所を知っていましたか。
(福井キャンパス:学生会館2階の保健管理センター、小浜キャンパス:205 演習室)
- 3) 所属キャンパスや学部等にかかわらず、どの相談員にも相談を申し込むことができるのを知っていましたか。
- 4) 相談員の連絡先や面談が可能な曜日、時間帯等の情報はキャンパス内のポスターや大学のホームページに掲載されています。あなたはそのことを知っていましたか。
- 5) 相談は面談だけでなく、電話や手紙、メールでも可能であることを知っていましたか。
- 6) 相談員のメールアドレスはキャンパス内のポスターや大学のホームページやリーフレットに掲載されています。あなたはそのことを知っていましたか。
- 7) 相談員は相談者や相談内容の秘密を守ります。あなたは匿名のままでも相談できることを知っていましたか。
- 8) 相談は事実調査の場ではありません。相談者がいちいち疑われることなく、思いのたけを自由に語り自分の辛さはき出して、気持ちの整理をする場です。また、相談員から問題解決に必要な知識や情報を提供されます。あなたはそのことを知っていましたか。

<結果>

前年度同様9割を超える回答者が本学にハラスメント問題に関する相談員が配置されていることを知っていた。また、相談場所を知っている者が30.6% (前年41.2%) に対し、知らない者は68.3% (前年57.7%) と2倍以上多かった。昨年より後退しており対策が必要である。一方、自由に相談員を選べることを知っている者は70.0%に達し、前年(58.8%)より1割以上増加した。図6

さらに、面談以外の方法でも相談可能なことや相談員のメールアドレスの掲載先は2人に一人は知っていた。また、81.2%の回答者が匿名のままでも相談できることを知っており、これは前年度より1割増加している。さらに相談は事実調査の場とは異なり、自由に悩みを話せる場であること等について知っている者は、前年度(62.1%)より1割以上の増加であった。図7



4. セクハラ・アカハラ・飲酒ハラスメント（アルハラ）についての理解度

- Q6 1) セクハラ被害とは、性的な言葉や行動を押しつけられたために大学生生活に苦痛を感じる等の事態のことを言う。
 2) アカハラ被害とは、適切な指導とは言えない相手方の言葉や行動などにより勉学や研究に支障が生じるほどの苦痛を感じる等の事態を言う。
 3) セクハラとアカハラ被害が重なっていることも少なくない。
 4) セクハラやアカハラの問題についてよく理解していないために、第三者がさらに被害者に苦痛(二次被害)を与えてしまう場合がある。
 5) セクハラやアカハラは、地位の上下だけでなく、世間的な立場の強弱や多数派と少数派といった多様な力関係の差を背景としているため、教員と学生・院生の間だけでなく、院生・学生同士や同性同士においても起こり得る。

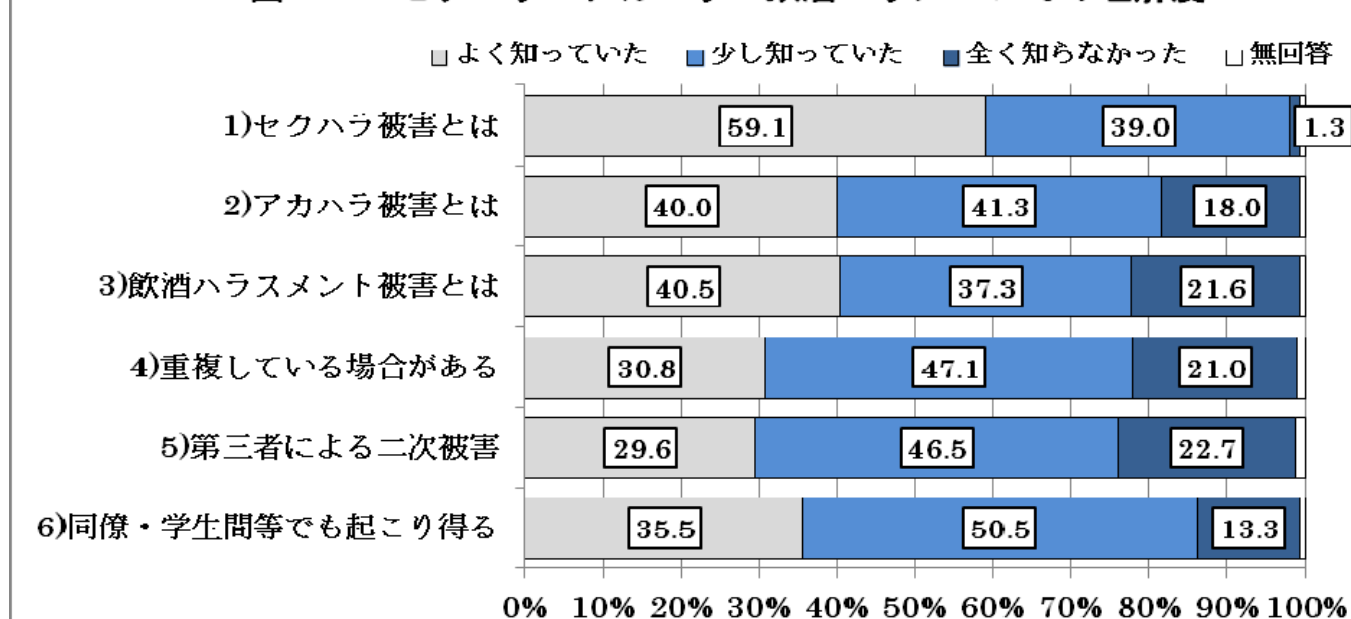
<結果>

「よく知っていた」と「少し知っていた」の回答をあわせた割合は、セクハラが98.1%と最も高く、次いでアカハラが81.3%、飲酒ハラスメントについては77.8%であった。前年度に比べ、セクハラ・アカハラともに知っている者の割合が増加していた。

さらに一見上下関係がないように見える同僚間・学生間においても加害・被害が起こり得ることについては、「よく知っていた」者が35.5%（前年39.4%）、「少し知っていた」者が50.5%（前年44.3%）を占めた。前年度に比べると、このことについて「よく知っていた」者がわずかに減少したが、かわりに「少し知っていた」回答者が増え、「全く知らなかった」者が減った（16.3%→13.3%）。

一方、ハラスメントをよく理解していない第三者が被害者に苦痛を与えてしまう二次被害を「よく知っていた」者は29.6%（前年32.6%）、「少し知っていた」者は46.5%（前年41.0%）であった。前年度に比べると「よく知っていた」者の割合は減少しており、今後の対策が求められるが、「全く知らなかった」者は22.7%（前年26.4%）で、この面ではやや改善されている。図8

図8 セクハラ・アカハラ・飲酒ハラについての理解度



5. 措置についての理解度

Q6 6) 相談員との相談の結果、本人が望む場合は、大学に対して救済措置や加害者の懲戒処分を求めること(「苦情の申し出」)ができる。

7) 「苦情の申し出」があれば、被害を訴えた側・訴えられた側の双方から公平に言い分を聞く事実調査が行われる。

8) 苦情の申し出以外に、「調停」を大学側に求めることもできる。

9) 「調停」は話し合いによって解決しようとする方法で、当事者同士が直接に対面するのではなく、当委員会から任命される第三者が間に入って話し合いを進める。その結果、合意ができた場合は、その内容を文書にまとめ、大学側はそれが遵守されるよう努める義務がある。

10) 苦情の申し出や調停とは別の方法として、相手方に「注意・警告」を行うよう大学側に求めることもできる。

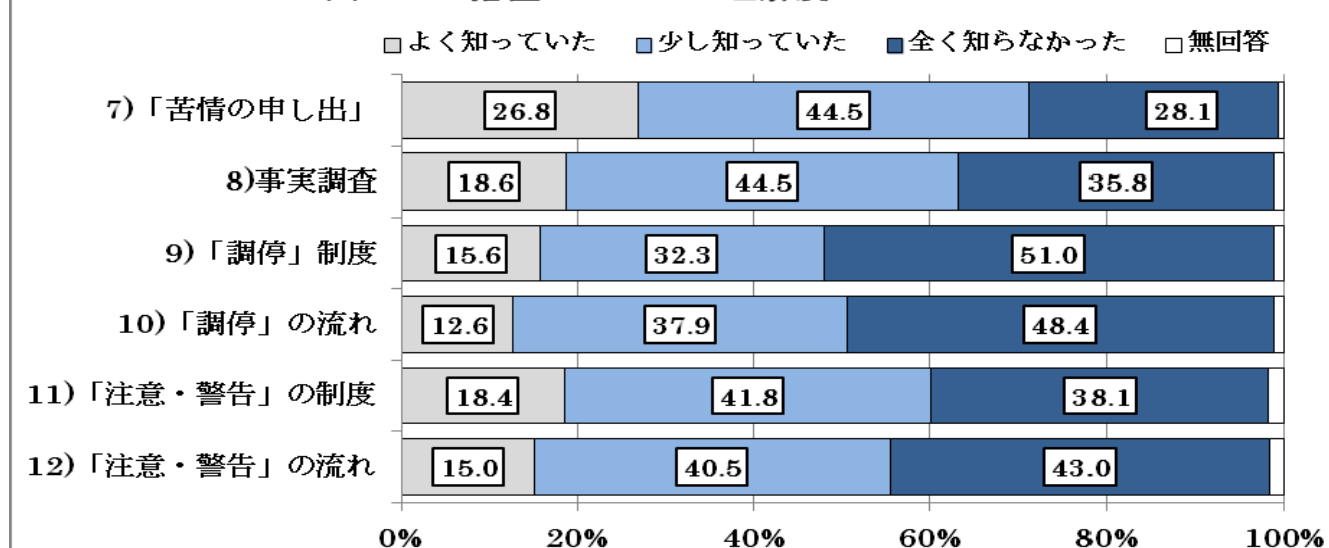
11) 「注意・警告」とは、相談者から求めを受けた当委員会が適当と判断した場合に、委員長が相手方に対し、「もしこれが事実であるならば重大な問題です」、「もし誤解であったとしても今後は誤解されないように気をつけてください」などと伝えることである。

<結果>

セクハラ・アカハラ被害にあった場合の措置について、「苦情の申し出」ができることを「よく知っていた」「少し知っていた」と回答した者は合わせて72.3%で、前年度(69.6%)よりわずかに増加した。さらに「苦情の申し出」には両当事者からの事実調査が伴うことについても「よく知っていた」「少し知っていた」を合わせると63.1%(前年60.3%)でこちらもわずかに改善している。

他方、「調停」については「全く知らない」という回答者が約5割を占め、「注意警告」の制度や流れについても「全く知らない」という回答が4割程度ある。前年度と比較しても、認知度はあまり上昇しておらず、啓発により力をいれる必要がある。図9

図9 措置についての理解度



6. 被害を受けたと感じたことがある回答者

Q7 あなたは、本学のキャンパス内か、本学に関係する場で、セクハラ被害を受けたと感じたことがありますか。

Q8 あなたは、本学のキャンパス内か本学に関係する場でアカハラの被害を受けたと感じたことがありますか。

Q9 あなたは、自分以外の人が本学のキャンパス内か、大学に関係する場でセクハラやアカハラの被害を受けたのを目撃したり、そのような被害を打ち明けられたりしたことがありますか。

<結果>

セクハラ被害あるいはアカハラ被害を受けたと感じたことがあると回答した者は、それぞれ9名(1.5%)、4名(0.9%)であった。アカハラ被害については前年度(14名)の1/3に減少した。

今年度から調査した飲酒によるアルハラは11人と2.4%を占め、セクハラやアカハラ被害にくらべ、約1.5倍から2倍近く多かった。性別ではセクハラ被害を感じた者は女性のほうが多いのに対し、アルハラ被害を感じた者は男性のほうが多かった。また、経験回数は数回という者が8名で、相手方は学生・院生であるという回答者が9名で大多数を占めていた。アルハラ被害を感じた状況は複数で被害を受けたという回答者が5名、複数からの被害を受けたという回答者が3名であった。アルハラ被害は繰り返される傾向があり、なおかつ集団的なハラスメントに発展しやすいことが窺える。表1 また、自由記述欄をみると学生・院生同士の飲み会での「一気飲み」が少なくないことが推測される。

自分以外の人間の被害について見聞したことがあるという回答者は、セクハラ被害4名(0.9%)、アカハラ被害8名(1.7%)で、前年度(6名と20名)よりそれぞれ減少した。自分以外の人間のアルハラ被害を見聞した者は10名(2.1%)であり、他人の被害を見聞している者は女性の回答者が多かった。表2

表1 被害を感じたことがある者(単位:人)

被害を感じた		セクハラ被害	アカハラ被害	アルハラ被害
2012年度(467人中)		9(1.5%)	4(0.9%)	11(2.4%)
<参考>2011年度(454人)		7(1.5%)	14(3.0%)	
性別	女性	7	2	4
	男性	2	2	7
	不明	0	0	0
経験回数	何度も	1	0	0
	数回	3	3	8
	一回	5	1	3
	不明	0	0	0
相手方	教員	0	3	0
	職員	0	0	0
	学生・院生	7	1	9
	業者	1	0	0
	その他	1	0	1
	不明	0	0	1
状況	一対一	6	2	1
	複数で被害	3	2	5
	複数から被害	1	1	3
	不明	0	0	1

注) 経験回数、相手方、状況は複数回答

表2 他人の被害を見聞したもの(単位:人)

他人の被害を知っている		セクハラ被害	アカハラ被害	アルハラ被害
2012年度		4(0.9%)	8(1.7%)	10(2.1%)
2011年度		6(1.3%)	20(4.4%)	
性別	女性	2	2	7
	男性	2	5	3
	不明	0	0	0

7. 被害を受けたと感じたことがある回答者の回答内容から

一部内容を省略

<セクハラ被害を受けた感じた場合>

- ・ 昨年のことだが、部活の新入生歓迎会の2次会のカラオケで、本学の学生ないし院生のセクハラの発言・行動によって被害を受けたと感じた。
- ・ 部活を一緒にしているメンバーから、他のひとといっしょに言葉によるセクハラの被害を受けたと感じたことが何度もある。
- ・ 体育の時間に本学の学生ないし院生に尻をたたかれ、しかたないかもしれないが、セクハラと感じたことが一度だけあった。
- ・ 夜中の3時近くに本学の学生と思われる者からいたずら電話をかけられた。
- ・ 加害者側にセクハラをしている意識がない場合が多く、対策が難しい問題だと思う。
- ・ セクハラは性差別だと考える。
- ・ 性的な発言が多いというのはセクハラと感じる。

<アカハラ被害を受けたと感じた場合>

- ・ 教員からアカハラの被害を受けたことがある。他の人がいる場であったが、詳しい状況については「すいませんが、書けません」。
- ・ 先生たちが複数で、学生のことをからかって笑うことがよくある。私自身はこれも指導の一環と受けとめているが、他の人がそうされているのを見て腹が立つこともある。また、教員に頭ごなしの言いかたをされて辛いと感じる時もある。
- ・ 教員が成績のよくない学生に対して他の人がいる前で「嫌み」を言うのを目撃して、これはアカハラになるのかどうか迷うことがある。
- ・ 教員との軋轢で大学に来られなくなった学生や授業中に胃炎を起こして倒れた学生もいた。こうした事例が起きていることを知ってほしい。
- ・ 自分のテーマとは関係のない調査に頻繁に駆り出されるが、断ることができない雰囲気なので参加せざるをえないということの人から相談されたことがある。
- ・ 教室や実験室の使い方についての指示が教員によって違い、一方の教員の指示に従っていると他方の教員に叱られるということがよく起こって、学生・院生が先生方の不一致のとぼっちりを受けて困っているという相談を人からうけた。
- ・ TAの謝礼が払われないという不満を聞いたことがある。
- ・ ガソリン代を出してくれる研究室とそうでない研究室があるという違いに不満が出ている。
- ・ アカハラの被害について相談したと、友人から打ち明けられた。
- ・ 教員が教員を「威圧している」のを見聞きしたことがある。
- ・ おまえは「できない」学生だとか「ダメ」な人間だというのはアカハラだと考える。
- ・ アカハラは権力の乱用だと思う。
- ・ 指導とアカハラの境界は難しい。アカハラかもしれないと思うことが時々あるが、自分が悪いから「ここまで言われているのか」と考えたりもする。
- ・ これはアカハラかもしれないと思って相談したことがその先生にばれるのではないかと相談しにくいし、学年によっては相談する時間もとれない（注 この回答者は本学のハラスメント防止に関する規程や指針に一度も目を通したことがなく、リーフレットも手元にないと回答している。そのため、相談員が相談の秘密を守るという規則になっているのをよく知らないでいる可能性がある）。
- ・ 被害者がこれはアカハラと言えるのか確信がもてないまま我慢してしまっている事例が多いのではないと思う。

<アルハラ被害を受けたと感じた場合>

- ・ 本学の学生ないし院生に、他の者といっしょに度数の高い酒を一気飲みさせられた。
- ・ 複数の本学の学生ないし院生から一気飲みを強要された。
- ・ 本学の学生ないし院生かに、「とにかく呑まされた」ことが数回あった。他の者も同じめに会った。
- ・ お酒は苦手と言っているのに本学の学生ないし院生に飲酒をすすめられ、何度も断ると「ノリが悪い」「つまらないやつ」等と非難された。
- ・ 他大学の学生ないし院生に、呑みたくないのに「ノリ」で飲酒させられた。
- ・ 飲み会で一気飲みをさせるのはよく見聞きする。
- ・ 部活でのアルハラは多い。たとえばアルコール度数が低いとだまして20度もの強い酒を一気飲みさせることがある。
- ・ 各クラブ・サークルに個別にアルコールハラスメントについてききとりで実態調査をやったほうがよい。今のままではあぶない。
- ・ アルコールの「強要」はアルハラになると思う。
- ・ アルコールハラスメントは殺人行為だと思う。

7. 自由記述欄から

同内容のものはひとつにまとめてあります。また表現も少し整えています。「学生」には院生も含めます

Q 11 下記の問題をどのように考えていますか。ご自由にお書き下さい。

あくまでも学生の自由意見であり、当委員会の方針とは異なるものが含まれています。

1) セクハラについて

- ・立場を利用した性的な嫌がらせ。
- ・人を不快にするもの。性的行為をされて苦痛をうけること。
- ・必要以上に身体を接触してくるとか？
- ・性的な発言が多い対応。
- ・言葉によるセクハラもあるのだと知った。
- ・女性を下に見ている。
- ・男女差別。男女は平等だと思うので法的にもいけないことだ。
- ・研究室という閉鎖的な場所で起こりやすい。
- ・どこまでがセクハラなのかわからない。
- ・不快に感じたらセクハラになるというところは非常にあいまいだと思います。
- ・加害者側にセクハラをしている意識がない場合が多く対策が難しい問題だと思う。
- ・良くないことだと思うけれどセクハラをしているほうもセクハラと気付いていないこともあると思うので早めに注意することがお互いのために良いと思う。
- ・意図せずにおこってしまうこともあるので難しい問題だと思う。
- ・気分が悪くなるが、知らず知らずも多いと思われる。
- ・想像もつかない苦痛を被害者に与えることになるので自分も注意したい。
- ・やっているつもりがなくても不快な思いをさせてしまうことがあると思うのでみな気がつけなくてはならない。
- ・軽いノリの下ネタは悪いことではないが、それすらも嫌悪する人がいることを知っておいてほしい。万人が嫌がることをするのは論外。自分だけが楽しければいいと思っている人間は許せない。
- ・立場によってははっきり拒否することも難しい。
- ・身近な人でも相談しにくいと思う。他人に相談しづらいデリケートな問題。
- ・よくわかっていない第三者の意見が心配。
- ・とぼっちりが怖い。
- ・実際にセクハラされたら恐怖から言えないことが多いと思うので、身近な友達などから助けを求めると思うので、みんながちゃんと理解していないといけないと思った。
- ・被害に遭ったらすぐに相談するのが正解だと思う。
- ・あってはいけないことであり、男女関係なく、自分の身に降りかかったならば、きちんとした対応をとらないとなくなるもの。
- ・すべての人に起こる可能性があるのでサポート体制を整える必要がある。
- ・対応方法を頭ではわかっていても実際に適切に対応できるか不安。
- ・なくすのは難しいがなくなってほしい。ない方がよい。
- ・いけません。よくない。最低。ひどいと思います。いや。絶対にあってはならないこと。
絶対にはいけない。卑劣な行為。許せません。深刻な問題。許されないこと。・なくすべき。度をすぎたはいけないと思う。
- ・犯罪。変態。
- ・気持ち悪い。絶対されたくない。怖い。どうしようもなく辛いもの。これから経験する可能性があると思うと心配だ。
- ・自分の身のまわりになく。身近に感じない。自分は被害をうけたことがないからよくわからない。
- ・よくあること。
- ・不快なものだが根絶不可能。
- ・男性から女性へというイメージ。女の人が男の人に性的に嫌なことをされるもの。
- ・セクハラする男が悪いことは当然だが、そういう危険を承知のうえで恥じらいのない服装をする女性にも問題はある。
(当委員会からのコメント：職場や学校での服装には節度が求められますが、当委員会は、セクハラの原因や責任を相手方の服装に求めるという考え方は支持しません。)
- ・やはりセクハラをする男性の方が悪いと思います。
- ・男性なので深く考えたことがないのでわからない。
- ・男性から女性に対するものに限らず、近年では逆のパターンも増えていると聞いたことがある。
- ・男性から女性へのイメージが強いけれど、私たち女性が加害者になるケースもあるし、もしかしたら男性が被害者になったら相談しづらいのかもしれない。
- ・男性でも女性でも相手を不快にする行為や言動はあってはならないと思う。
- ・女性だけでなく男性もセクハラを受けるということが分かりました。自分も相手もよく理解すべきだと思いました。

2) アカハラについて

あくまでも学生の自由意見であり、当委員会の方針とは異なるものが含まれています。

- ・教員からの暴力的なもの。 教員の立場を乱用した非道なこと。
- ・立場を利用した学業に関する嫌がらせ。
- ・自分の立場を利用して相手に圧力をかけるような行為はよくないと思う。
- ・目上のひとから権力をつかって嫌がらせをうけること。権力をつかった嫌がらせ。
- ・立場の強い人がそれを利用して弱い人に苦痛を与えるもの。
- ・言葉による嫌がらせ。
- ・学力について非難されたりすること。
- ・成績があまりよくない学生に対して第三者がいる前で嫌みをいう（アカハラになるかわかりませんが）。
- ・出来ないやつ・ダメと言われること。
- ・上下関係が厳しいとおこりやすい気がする。
- ・ひとによって指導のしかたが異なること。たとえば1人には親切・丁寧だが、もう一人には怒っている感じ。
- ・授業をうけるのが嫌になって退学する人もいそう。
- ・研究室という閉鎖的な場所で起こりやすい。
- ・同性間で起こることが多そう。
- ・きづかれにくい問題。
- ・自分の身のまわりになくはないこと。実際にあるのか？今のところは感じない。実際にあった話がないからよくわからない。
- ・知っている先生方については大丈夫である。
- ・どの程度がアカハラと言えるのかのレベルがいまいち分からない。先生が暴言を吐くと いう程度のことは何度か見るが、どこからがアカハラかは区別できない。
- ・限度を知ってほしい。
- ・線引きが難しい。
- ・指導とアカハラの区別が難しいと思います。時々アカハラかな？と思う時もあれば、考え方によっては自分が悪いからここまで言われているのかなと思ったりもする。
- ・被害者側がこれはアカハラといえるのかどうかわからず我慢してしまうことが多いのではないかと思います。
- ・学生が我慢していることが多々あると思う。
- ・今後のことを考えるとうちあけにくいと思う。
- ・大学の関係者には相談しにくいと思う。
- ・問題が発生したあとの人間関係に支障が生じると思う。
- ・対処法が考えてもよくわからないので、被害を受けたら相談したい。
- ・個人の受けとめ方によって発生する場合があると思うので難しい問題だと思う。受けた側が安心して相談できる相談員はとても重要だと思う。
- ・教育をうける権利が私たちにあるということを忘れずに、そういうものに屈することのないようにしたいとは思っている。
- ・学生と教育者が適度の距離を保って関係性を築くことが大切。
- ・問題を起こした当事者だけでなく、それを許した周囲の環境にも問題があると思います。
- ・部下や学生は教員や上司のストレス発散のためのオモチャではない。まともに指導できないなら上の立場に立たないでほしい。そもそもそんな人間を指導者にするような人選や組織に問題があるのでは？
- ・先生に個人的なことを書いて質問したところ、その紙を印刷してみなに配られ、嫌な思いをしました。これはハラスメントですか？事前に印刷するという説明はありませんでした。
- ・これってアカハラかな？と思ってもなかなか相談しにくいです。自分の成績を決めるのは先生だし、4年で研究のゼミに入っていると、相談があったことが先生にばれると、すぐ特定されてしまうだろうし。なにしろ時間がないです。先生も怖いです。
(当委員会からのコメント：相談員は、相談者の了解がないかぎり、相談者名や相談内容を他のひとに伝えることはしません。相談員は、相談者が特定されない形で問題を解決していく方法についても、いっしょに考えてくれます。)
- ・この言葉をはじめて聞いた。正直どういふものかいまいちわからない。セクハラとの違いがよく分かっていない。よく知らない。よくわからない。そのような問題があることを初めて知った。
- ・アカハラがなんの略かそもそも知らなかった。
- ・初めて聞いた言葉だが失くしていくことが大切。あまり聞いたことがなかったので、この問題をきちんと知るべきだと思います。この問題を良く知らなかったので知りたいと思う。セクハラより認知度が低いと思うので、今回のアンケートで知れてよかった。
- ・アカハラというのは初めて知ってちゃんと覚えておこうと思いました。でもよく考えると上司と部下との間でも起こり得るかもと思いました。
- ・恥づかしい行い。ダメ。いけない。人として最底。馬鹿などしようもない行い。ひどいと思います。絶対に許してはいけません。立場を利用するのはいけないと思う。深刻な問題。なくすべき。最悪。悪質行為。性格が悪い。
- ・犯罪。
- ・困る。怖い。自分が被害を受けたらどうしようと思う。

- ・気の持ちようだと思う。
- ・性格にもよるが自分はきつく言われても別に良い。
- ・あまり知られていない問題。
- ・想像できない
- ・セクハラ同様これからも存在すると思う。

3) アルコールハラスメントについて

あくまでも学生の自由意見であり、当委員会の方針とは異なるものが含まれています。

- ・飲酒を無理にすすめるのはよくないことだ
- ・お酒は楽しく飲むものなのに強制するのはひどい。
- ・他人の意志を無視して自己中心的になりその場をしきること。
- ・急性アルコールで学生が死亡する事件があるので、部活、サークルでの一気のみはやめたほうが良いと思う。
- ・テレビ等でよく無理やり酒を飲ませられた等と聞くので、防止できるといいなと思っています。
- ・これだけ広く問題が認知されているのだから十分に注意すべきである。
- ・他大では死亡者も出ているから今すぐなくなるべきだと思う。
- ・お酒をすすめるときには、呑めない人には毒だということを理解したうえでそうしなければならない。
- ・これは相手を傷つけるだけでなく命も奪う可能性があるので特に危険だと思いました。
- ・とても危険な行為で絶対にするべきではない。
- ・呑みたくない人に強要することは決してあってはならない。
- ・呑める呑めないは個人差があり、命に関わることだから決してやってはならない。
- ・飲酒は節度をまもってすべき。過度の飲酒は控える、強要しないということを学校、企業内でもルール化すべき。
- ・アルコールについての考え方が甘い。
- ・今まで何人の若者が急性アルコールで亡くなったか。相手が死んだら殺人犯になる覚悟があるのか。酔っていたからでは済まされない。
- ・嫌だと思っても断りにくいものだと思う。断ることが難しい問題と思う。
- ・部活、サークルでの呑み会時に、先輩、OB、OGからの強い飲酒の誘いがあった場合。断るのは申し訳なく感じます。
- ・実際、先輩に強要されたら拒否できないこともある。だから加害者にならないことはもちろん、周りの先輩たちが止めてあげることが大事だと思う。
- ・先輩にアルコールを勧められたら断れないし、呑み過ぎは身体に悪いから深刻な問題だと思う。
- ・立場が上の人や多数派が下の人や少数派にお酒をむりやり飲ませようとすることはよく起こりそうなのでアルコールハラスメントについて誰にでも知ってもらうのが良いと思う。
- ・ノリや雰囲気で起こりそうなので、危機意識を各々がもつべき。
- ・部活内で起こりやすいと思う 部によってはあるみたいなので怖いです
- ・酔いによる勢いもあると思われる。ノリっていうのもある。
- ・その場のノリで起こってしまう。周りの雰囲気によっては止められないと思う。
- ・自己責任の範囲で呑むべきだ。
- ・社会交流ということの一環だと思う。
- ・クラブの飲み会では飲む人が少ないので呑んでほしいと思う。後輩に呑むように頼む(強制ではない)が、これはアルハラかもしれないと思う。
- ・飲み会等で悪気がなくてもしてしまうことがあると思うので気をつけたい。
- ・酔っている状況にある自分が加害者になることもありうる。
- ・上級生もそのようなことは絶対にやってはいけないと思う。
- ・よくあることだと思う。大学では特にあることだと思う。最も起こりやすいと思う。
- ・自分の身のまわりでないこと。
- ・アルコールハラスメントというのはあまり耳にしない言葉だ。初めてこの言葉を知った。
- ・そのようなハラスメントがあることは知らなかった。20歳を超えるとお酒を飲めるようになるので特に注意しないといけない
- ・防止することは難しいと思います。
- ・なくならない日本の伝統行事。
- ・学生ではこうしたことはあるのが普通と思われているかも。
- ・命にかかわるものもあると思うので、女性より男性のほうが危険っぽい。
- ・最底、無理じいはダメ。いけない。許されないこと。ひどいと思います。深刻な問題。やめてほしい。生死にかかわるので一番怖い。悪のり。
- ・はめをはずさないでほしい。
- ・あまりお酒をのまないほうがよい。アルコールを飲むから問題が生じると思う。

<セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、アルコール・ハラスメントを一括した記述>
あくまでも学生の自由意見であり、当委員会の方針とは異なるものが含まれています。

- ・論外。人間としてどうかと思う。
- ・人は「恥」と「誇り」を重んじそれを考えて行動すべき生き物である。
- ・自己満足のために犯罪に手をそめてしまうこと。
- ・どれもまわりや相手のことを考えていない行為だと思う。
- ・されるのもするのを見るのも聞くのもいやなものです。
- ・どれもいけない。他人の嫌がることはやめるべき。
- ・度を過ぎてはいけないと思う。
- ・気分を害したり日常生活に支障をきたしたりするレベルなら排除されるべきだと思います。
- ・上下関係やこれからのこと等人間関係に支障が出るのではないかと思う人が多く、対処できない人がほとんどだと思う。
- ・被害者が加害者に弱みを握られている場合、問題が表面化しにくく、かつ深刻な事態になる可能性があるのかなと考えている。
- ・精神的なダメージが大きいと思うのでそのような状況を最小限にする対策は大切だしケアも大事だと思う。
- ・あつてはならないことなのでハラスメントと感じた時はすぐに相談すべきだと思う。
- ・自分の周りではあまり話をきかないのでよくわからない。身近に被害にあっている人がいないせいかわかぬ危機感をもてない。
- ・どれもあつてはならない事態であり、もし起こったら適切な対応をとるべきである。
- ・どこからがハラスメントになるのかいまいちわからない。
- ・被害か被害じゃないのかはっきりしないと思う。また被害といえるのに黙っている場合もあると思う。
- ・被害者を傷つける。

Q12 福井県立大学のハラスメント防止対策についてご要望、ご意見、ご質問をお書きください。

あくまでも学生の自由意見であり、当委員会の方針とは異なるものが含まれています。

- ・対策がとられているということはよいと思います。ありがとうございます。
- ・学生のことを大切に考えてくれているのがうれしいです。
- ・県立大学はセクハラに対する処置や予防がしっかりしていると思います。
- ・大学でたくさんの対策を行ってくださっていることを知って、学生は被害を受けたらすぐ相談するべきだし、全学生が対策してくれているのをよくわかっている必要があると思いました。
- ・いつも丁寧に対策してくださってありがとうございます。私は何もありませんが、もしもの場合、安心して相談する場所があるというのは大きな支えになります
- ・学内にある数々の掲示板や通路の壁などに、数多くのハラスメント対策のために相談員の連絡先の用紙が貼ってある。それだけでも十分効果があると思います。
- ・助けを求める場所が明確に分かっているのは大事なことだと思う。
- ・しっかり相談できる環境が整っていてよいと思う。
- ・ポスターが貼ってあるけどあまり目立ってない気がする。
- ・困っている人を助ける仕組みは大切なことだと思うので、1人でもハラスメントを受けている人がいなくなるようがんばってほしい。
- ・ポスター等の設置がきちんとなされているので態勢が整っているのだなと思った。
- ・相談できる場があることは安心できてよいと思う。
- ・相談員がいるのはいいと思うし、教員からのアカハラ、セクハラ等は相談しやすいと思う。ただ学生同士の場合は相談しにくいと思うし、相手が学生ならどのような対応してくれるのか。いじめやさらなる被害につながるような対応をしてもらえるのか。

(当委員会からのコメント：学生間の問題についても相談がきています。相談員は、さらなる被害につながる解決方法についていっしょに考えてくれます。)

- ・授業やオリエンテーションでハラスメントの話題を取り入れることは良いことだと思う。
- ・オリエンテーション時の説明がとてもわかりやすかったです。
- ・ハラスメント対策に力を入れていると思う。
- ・良いと思います。よくやっていると思う。徹底していてよいと思う。しっかりしていると思う。最高。よくできていると思います。整っていると思う。十分だと思う。
- ・このまま続けてほしい。
- ・強化しましょう。
- ・今後も大学の対策に目を通していきたいと思います。
- ・今の防止対策を詳しく知らないので何とも言えない。
- ・防犯カメラを置く？
- ・監視をいれるなどしてほしい。
- ・人口が少ないのであまり問題ないと思います

- ・県立大学では現在実際に問題があるのでしょうか？
- ・具体的な解決実績があるのかわからない。
(当委員会からのコメント：HPの「ハラスメント相談状況等」に実績が掲載されていますのでご覧ください。)
- ・本当に被害者の秘密を守ってくれますか？
(当委員会からのコメント：相談員は相談者の秘密を守ります。)